



満1歳の誕生日～  
**満5歳の**  
誕生日までです



2022年  
制度改正



補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、  
出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は？ 下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数 32週以上 で 出生体重 1,400g以上  
または  
在胎週数 28週以上 で 所定の低酸素状況の要件を満たしている

② 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数 28週以上  
出生体重にかかわらず対象となります。

2022年  
制度改正

③ 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ<sup>※1</sup>

④ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ<sup>※2</sup>

※1: 補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2: 先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

詳細は、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先まで





# Q.産科医療補償制度ってどんな制度？

出生したお子様が**重度脳性まひ**になって要件を満たした場合

MERIT  
01

重度脳性まひ児と  
その家族の経済的負担を  
速やかに補償します。

総額 **3,000万円** 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 (年間120万円×20回))

MERIT  
02

専門家が原因分析し、  
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

MERIT  
03

産科医療の質の向上により

安心して出産できる  
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立っています

**妊産婦の掛金負担はありません**

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

## Q.どの程度の重度脳性まひが対象となるのですか？

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひとは、以下のいずれかを満たすような場合です。

### 01 下肢・体幹運動

将来**実用的な歩行**が不可能と考えられる場合

実用的な歩行とは？

装具や歩行補助具(杖、歩行器)を使用しない状態で、立ち上がって、立位保持ができ、10メートル以上つまらずに歩行し、さらに静止することを全てひとりで行える状態

### 02 上肢運動

一上肢のみ

障害側の**基本的な機能が全廃**

両上肢

脳性まひによる**運動機能障害により、食事摂取動作が一人では困難でかなりの介助を要する**

それぞれ単独では基準を満たしていないときでも、下肢と上肢の両方に著しい障害(片まひ等)がある場合、総合的な判断により基準を満たすことがあります。

### 03 下肢・体幹および上肢運動の総合的判断

障害側の**一上肢に著しい障害** ⊕ 障害側の**一下肢に著しい障害**

上記はあくまで目安となりますので、判断が難しい場合は**お問い合わせください。**

補償対象か迷った場合は？

まずは、**出産した分娩機関にお問い合わせください。**

